

# 法人ニュース胆江

第12号 平成24年7月



社団法人胆江法人会

〒023-0818 奥州市水沢区東町4 TEL 24-3141 FAX 24-3148

URL <http://www.tankou.jp> Mail [info@tankou.jp](mailto:info@tankou.jp)

# 復興特別法人税のあらまし

( 東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法関係 )

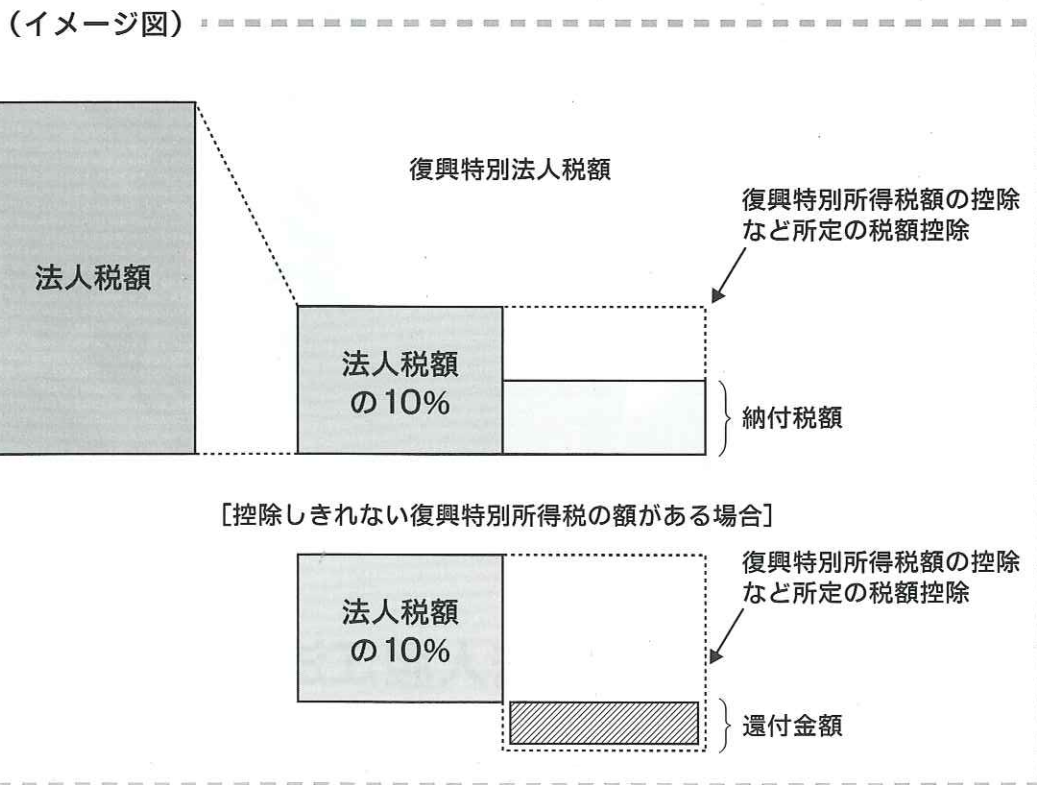
平成23年12月2日に公布された東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（平成23年法律第117号）において復興特別法人税制度が創設され、平成24年4月1日から施行されることになりました。

復興特別法人税制度の概要は以下のとおりとなっていますが、税額の計算等詳細については、国税庁ホームページ（[www.nta.go.jp](http://www.nta.go.jp)）に掲載している「復興特別法人税のあらまし」又は「復興特別法人税の概要」をご覧ください。

## （復興特別法人税制度の概要）

この制度は、法人の各事業年度の所得の金額に対する法人税の額に10%の税率を乗じて計算した復興特別法人税を、法人税と同じ時期に申告・納付することとされているものであり、利子など一定の所得に課された復興特別所得税の額などがある場合には、所定の金額を控除した後の金額を納付することとされています。また、復興特別法人税の額の計算上控除しきれない復興特別所得税の額がある場合には、その還付を受けるための申告書を提出することができることとされています。

なお、復興特別法人税の課税の対象となる事業年度は、一定の場合を除き、法人の平成24年4月1日から平成27年3月31日までの期間内に最初に開始する事業年度開始の日から同日以後3年を経過する日までの期間内の日の属する事業年度とされています。



## 1 納税義務者

法人は、基準法人税額につき、復興特別法人税を納める義務があります。人格のない社団等は、法人とみなすこととされています。

《基準法人税額》

基準法人税額とは、法人税の課税標準である各事業年度の所得の金額につき、法人税法その他の法人税の税額の計算に関する法令の規定（法人税法第 67 条《特定同族会社の特別税率》など一部の規定を除きます。）により計算した法人税の額（附帯税の額を除きます。）をいいます。

法人税申告書別表一（一）を使用する法人の場合、次の算式により計算した金額となります。

（算式）

$$\text{基準法人税額} = \text{別表一(一)「2」欄} - \text{別表一(一)「3」欄} + \text{別表一(一)「5」欄}$$

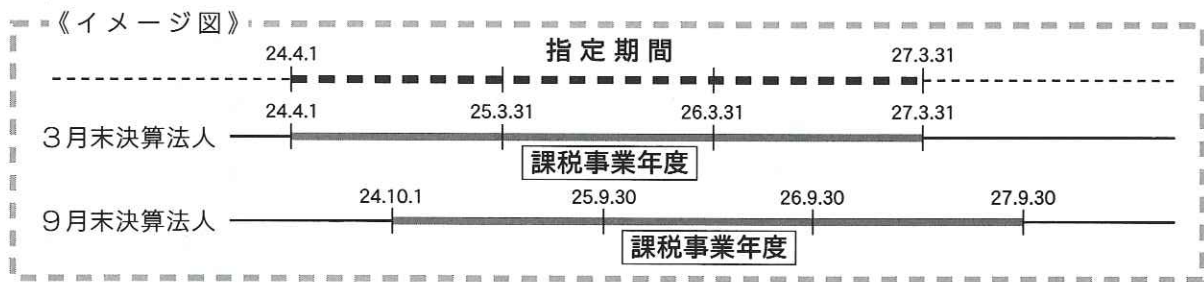
## 2 納税地

復興特別法人税の納税地は、法人税の納税地と同じです。

## 3 課税事業年度及び課税標準法人税額

### (1) 課税事業年度

復興特別法人税の課税の対象となる事業年度（以下「課税事業年度」といいます。）は、一定の場合を除き、法人の平成 24 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日までの期間（以下「指定期間」といいます。）内に最初に開始する事業年度開始の日から同日以後 3 年を経過する日までの期間内の日の属する事業年度とされています。



### (2) 課税標準法人税額

復興特別法人税の課税標準は、各課税事業年度の課税標準法人税額とされており、各課税事業年度の課税標準法人税額は、一定の場合を除き、各課税事業年度の基準法人税額とされています。

## 4 税額の計算

復興特別法人税の額は、次の算式により計算した金額となります。

（算式）

$$\text{復興特別法人税の額} = \text{課税標準法人税額} \times 10\%$$

## 5 申告及び納付等

### (1) 申告

法人は、各事業年度終了の日の翌日から 2 ヶ月以内に、税務署長に対し、復興特別法人税申告書を提出しなければなりません。ただし、課税標準である課税標準法人税額がない場合には、復興特別法人税申告書を提出する必要はありません。

### (2) 青色申告

法人税の申告書を青色申告書により提出することにつき税務署長の承認を受けている場合には、復興特別法人税申告書及び当該申告書に係る修正申告書について、青色申告書により提出することができます。

### (3) 納付

復興特別法人税の額があるときは、復興特別法人税申告書の提出期限までに、その復興特別法人税を国に納付する必要があります。

### (4) 復興特別所得税額の還付

控除をされるべき復興特別所得税の額で、復興特別法人税の額の計算上控除しきれなかったものがあるときは、その控除しきれなかった復興特別所得税の額の還付を受けることができます。また、課税標準法人税額がない場合においても、控除をされるべき復興特別所得税の額があるときは、復興特別法人税申告書を提出することにより、その復興特別所得税の額の還付を受けることができます。

株・人事サポートプラスワン  
代表取締役・経営士 松本健吾

給与計算にまつわる

「労基法の正しい知識」

◆給与計算と法律

給与計算は、パソコンで自動的に計算できるようになり、非常に簡単になりました。しかし、機械的に処理した結果、誤った取扱いになってしまったということも少なくありません。便利さの裏には意外な落とし穴があり、適切な判断と確認作業が不可欠なのです。

給与計算に関連する法律は、労働基準法等の労働法規、社会保険・労働保険、所得税・地方税など、沢山あり、幅広い知識が必要で

す。そのなかでも、最も重要なものが労働基準法でしょう。いったん完成したものの間違いを見抜くことはなかなか難しいですが、的確

に修正をしていくには、正しい知識が必要です。

◆賃金の定義と給与や報酬との違い

一般的に「給与」と呼んでいるものは、労働基準法では「賃金」といい、名称を問わず、労働の対償として使用者が労働者に支払う全てのものを指します。所得税法では「給与所得」、健康保険法・厚生年金保険法では「報酬」と呼ばれていますが、その本質は全て同じです。

しかし、労働の対償としての判断は難しく、結婚祝金・病見舞金・弔慰金など任意恩恵的なものや、住宅の貸与・食事の供与・生命保険料補助金等の福利厚

給にまつわるもの、作業服・出張旅費等の企業施設・業務費に該当するものは、賃金ではないとされています。また、お客様からのチップのようなものは、使用者が労働者に支払うものではないため、賃金ではありません。

◆給与明細書と賃金台帳

労働基準法には、給与明細書を渡さなければならぬというルールがあります。

しかし、所得税法において、給与を支払う者は給与の支払を受ける者に、支払明細書を交付しなければならぬと定められています。

そのため、会社は労働者に「給与明細書」を交付する義務があり、給与を支払う際に交付しなければなりません。

また、使用者は、賃金を支払う都度、①氏名、②性別、③賃金の計算期間、④出勤日数、⑤労働時間数、⑥時間外労働・休日労働・深夜労働を行った時間数、⑦基本給・手当その他賃金の種類毎にその額、⑧賃金の一部を控除した場合はその額を記載した「賃金台帳」を事業場ごとに調製しなければならぬとされています。

◆必ずチェック、最低賃金

労働基準法に基づいた最低賃金法により、国が賃金の最低限度を定め、使用者は、その最低賃金額以上の賃金を支払わなければなりません。

この最低賃金には、産業や職種にかかわらず、都道府県内の事業場で働く全ての労働者とその使用者に対して適用される「地域別

最低賃金」と、事業別(産業別)または職種別に分類される「特定最低賃金」の2種類があります。

◆賃金支払の5原則

①通貨払いの原則  
賃金は、通貨で支払わなければならない。  
ただし、法令または労働協約に別段の定めがある場合は、いわゆる現物給与により支払うことができます。  
また、労働者の同意を得れば、労働者が指定する金融機関への振込みも可能です。

②直接払いの原則  
賃金は、直接労働者に支払わなければなりません。  
そのため、労働者の委任を受けた任意代理人であっても支払うことは禁止されています。  
ただし、賃金が国税徴収法に基づき差し押さえられた場合については、使用者が労働者の賃金を控除のうえ、支払うことは違法とされません。

③全額払いの原則  
賃金は、その全額を支払

なければならない。

わなければなりません。  
ただし、社会保険料や税金など、法令に別段の定めがある場合と、社宅料や組合費など、労使協定がある場合は控除することができます。

④ 毎月払いの原則

賃金は、毎月1回以上支払わなければなりません。つまり、毎月1日から月末までの間に少なくとも1回は賃金を支払わなければならないのです。

なお、臨時に支払われる賃金や賞与、その他1か月を超える期間によって算定されるものについては、適用されません。

⑤ 一定期日払いの原則

賃金は、一定の期日を定めて支払わなければなりません。

一定期日とは、期日が特定されるとともに、その期日が周期的に到来するものでなければなりません。

例えば、「毎月15日」とか「毎月末日」などのように特定されている必要があります。

なお、毎月払いの原則と

同様に、臨時に支払われる賃金や賞与などは適用されません。

◆ 割増賃金が必要な時間と休日

労働基準法には、法定労働時間という1週40時間・1日8時間の上限規制があります。

また、法定休日といって、1週間に1日は休日を与えなければならないとされています。

このような規制があるため、会社が労働者を、法定労働時間を超えて働かせたり、休日に働かせたりすることは、法的に反らなくなってまいります。

しかし、就業規則等に命令の根拠があり、36協定(労働基準法第36条の規定)を締結し、届け出ることで、時間外労働および休日労働をさせることができるようになります。

その代わり、会社は労働者に対して、時間外労働には2割5分以上、休日労働には3割5分以上の割増賃金を支払わなければならないのです。

このほか、22時から翌5時までの深夜労働にも、2割5分以上の割増賃金を支払わなければなりません。

なお、時間外労働時間数のカウントは、日々発生する時間を1か月分合計し、その合計時間に1時間未満の端数が出たときに、30分未満を切り捨て、30分以上は切り上げて1時間とする端数処理ができます。

つまり、日々の時間外労働時間数を15分単位や30分単位として、切り捨てることはできません。

◆ 割増賃金がいらぬ時間と休日

会社で定めた労働時間(所定労働時間)が法定労働時間よりも短い場合、法定労働時間までの時間には割増賃金の必要はありません。

たとえば、会社の所定労働時間が7時間ならば、8時間までの残業代は、通常の1時間分の賃金でよいということになります。

また、法定休日以外の休日は、週40時間をクリアするために定められた休日(所

定休日)です。

そのため、法定休日以外の休日に労働させることは時間外労働であり、3割5分以上ではなく2割5分以上の割増賃金で足りることになります。

つまり、一般的には、日曜日に労働させると3割5分以上の割増賃金が必要ですが、土曜日に労働させても2割5分以上の割増賃金でよいということになります。

なお、割増賃金の支払いを義務付けられるのは実労働時間ですので、社員が遅刻をした場合、その時間分だけ繰下げて労働させても、1日の実労働時間を通算して8時間を超えなければ割増賃金の支払いは必要ありません。

また、半休や時間単位年休の場合も、実際に出社して働き始めた後の時間をカウントして、割増賃金の支払いの要否を考慮することになります。

◆ 割増賃金の計算方法

賃金が月額で定められている場合、1時間あたりの単価は、月額を1か月における所定労働時間で除して算出します。

しかし、このようにして求めると、月ごとの所定労働日数が異なるため、毎月変動してしまいます。

そのため、1年間の所定労働日数を平均して1か月の所定労働時間数を求め、1時間あたりの単価とします。

この1か月の平均所定労働時間は、毎年見直さなければならず、固定化するようなことはできません。

また、割増賃金の算定基礎からは、家族手当・通勤手当・別居手当・子女教育手当・住宅手当・臨時に支払われた賃金・1か月を超える期間ごとに支払われる賃金について、除外することができま

す。ただし、名称ではなく、実質的な取扱いで判断されるため、一律に支給するような手当は該当しません。以上を留意戴き、正しい給与計算をして下さい。

# 平成二十四年度通常総会

## 公益社団法人移行を決議

去る5月25日（金）午後4時より水沢グランドホテルにおいて、平成24年度通常総会が開催された。水沢税務署長吉田剛氏をはじめとする来賓11名と会員79名が出席した。

報告事項として、先の理事会にて、前沢衣川支部の大内副会長の後任に、千田伏二夫氏（前沢商工会・(株)千田精密工業）が選任されたことを報告した。

及川会長が議長となり議事が進行され、平成23年度事業報告、平成23年度収支決算、平成24年度事業計画、平成24年度収支予算、公益認定申請手続き、公益社団法人への移行に伴う定款変更並びに諸規程について審議し、原案通り承認された。

平成24年度事業計画は、公益関係では①税の啓発活動として研修会等の開催や租税教育活動の実

施、広報活動の実施 ②税制提言活動 ③経営支援活動として研修会・講演会の開催、インターネットセミナーの配信など ④地域発展活動、また、共益関係では  
 ①会員支援事業 ②会員増強活動 ③福利厚生事業 ④支部事業 ⑤青年・女性部会活動推進を掲げている。

なお、新公益法人制度への対応としては、公益社団法人認定申請を今秋に岩手県公益認定等審議会へ行い、認定を受けた後、平成25年4月1日から新法人としてのスタートを計画とし作業を進めていく。

また、理事の補選が行われ、前沢衣川支部の佐藤峰雄氏（南前沢実業）が理事に、また、菅原新治氏（奥州商工会議所）が専務理事に選任された。

議事終了後、優良経理担当者表

彰が行われ、2名の方が表彰受賞された。

その後、吉田水沢税務署長、折居県南広域振興局県税部長から祝辞を頂き、総会が終了した。

引き続き懇親会が和やかに開催され、会員相互の親睦交流を一層深めた。

今後とも会員皆様方から、法人会運営についてご協力くださいますようお願いいたします。

事業報告概要・事業計画書や収支決算書類・予算書は当会ホームページに掲載しております。



### 優良経理担当者表彰

◎社団法人胆江法人会 会長表彰

白金運輸株式会社

舟野 明日香様

岩手ふるさと農業協同組合

鈴木 淳様



青年部会

地元企業見学会



6月12日、金ヶ崎町の関東自動車工業(株)岩手工場とメフレ(株)を訪れ、地元企業見学会を開催した。

関東自動車岩手工場では、現在大人気で長期間納車待ちのトヨタ「アクア」などの製造工程を見学した。

メフレでは、企業説明を受けた後、市場内を見学。氷点下30度と60度の冷凍庫を体感した。

両社の貴重な見学をすることが出来た。

女性部会

税務セミナー



5月16日、定期総会に先立ち、税務セミナーを開催した。

「復興にむけた税の役割」について、吉田水沢税務署長を講師に研修した。

東日本大震災の被災者に対する申告相談状況や平成23年度補正予算、復興特別法人税、復興特別所得税、平成24年度予算についてを勉強した。

復興のためには国民から広く薄く負担して頂くことが必要だと認識した。



法人会のビジネスガード  
**Business Guard** *Series*



世界有数の地震国、日本!  
いつ、どこで大地震が発生しても  
不思議ではありません。

地震災害のリスクに備えて、  
回避・低減の対策を!



プロパティガード  
**Property Guard**

# 法人会の地震対策プラン

企業財産保険+地震・噴火危険補償特約(財物損害補償特約用)

地震災害のリスクから会員企業をガードします!

引受保険会社

**AIU保険会社**

エイアイユー インシュアランス カンパニー

〒130-8560 東京都墨田区錦糸1-2-4

詳しいお問合せは

**0120-321-564** 通話料無料

受付時間:午前9時から午後5時まで/土日・祝日・年末年始を除く

FAX:03-5619-2529 URL:<http://www.aiu.co.jp>

この広告は保険の概要をご説明したものです。  
保険の対象、建物の構造、建築年月等によっては  
お引受できない場合もございますのであらかじめ  
ご了承ください。  
この保険の詳細につきましては弊社または弊社  
代理店にお問合せください。



法人会の「経営者大型総合保障制度」は  
昭和46年に発足し、  
会員のみなさまと共に歩んでまいりました。  
これからも会員のみなさまを  
お守りしてまいります。

**DAIDO 大同生命**

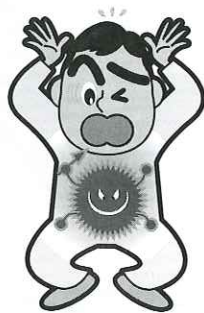
東北支社 岩手南営業所/奥州市水沢区東町4番地  
(ダイコー老番館3F) TEL 0197-23-5619

**AIU 保険会社**  
エイアイユー インシュアランス カンパニー

盛岡支店/岩手県盛岡市大通3-3-10  
(七十七日生盛岡ビル5F) TEL 019-653-1411

法人会会員企業にお勤めの皆様には、  
お一人からでも集団取扱の割安な保険料でご加入いただけます。

がん保険なら



— 法人会 —

生きるための  
**がん保険** Days  
デイズ

■引受保険会社(お問い合わせ先)

**Afiac** アフラック  
(アメリカンファミリー生命保険会社)

医療保険なら



— 法人会 —

もっと頼れる医療保険  
**新EVER**  
エヴァー

盛岡支社  
〒020-0045 盛岡市盛岡駅西通2-9-1 マリオス13階  
法人会フリーダイヤル ☎ **0120-876-505**